

## 「国外財産調書」の提出制度について



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士

平成24年度税制改正により国外財産調書制度が創設され、その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する方は、翌年の3月15日までに「国外財産調書」を提出することになりました。そこで今月号では「国外財産調書」の提出制度について説明させていただきます。

### 〔質問〕

「国外財産調書」の提出制度とはどのようなものですか？

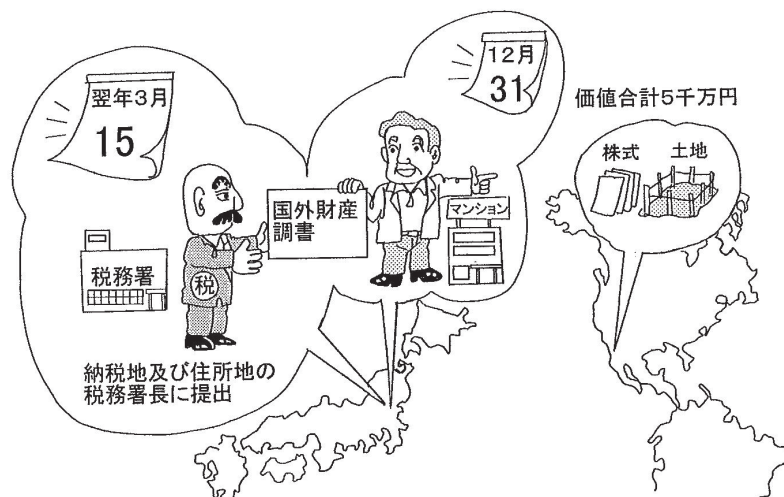
### 〔回答〕

#### 1. 国外財産調書の提出制度の概要

国外財産調書の提出制度は、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る課税

の適正化が喫緊の課題となっていることなどを背景として、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告していただく仕組みとして、平成24年度の税制改正により導入されたものです。

具体的には、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を保有する居住者の方（非永住者の方を除きます。）は、



「国外財産調書」の記載例

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書						
国外財産を有する者		住所 <small>(又は事業所、事務所、居所など)</small>		東京都千代田区霞が関 3-1-1		
		氏名		国税 太郎  (電話) 3581-XXXX		
国外財産の区分	種類	用途	所在地	数量	価額	備考
預貯金	定期預金	一般用	ア州△△州〇〇市 XX 通り 123 (〇〇銀行△△支店)		12,000,000	
有価証券	株式 (〇〇Inc.)	一般用	ア州△△州〇〇市 XX 通り 321 (〇〇XXXX, Inc.)	10,000	3,300,000	
合 計 額					70,000,000	
〈摘要〉						

翌年の3月15日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(国外送金等調書法5①)。

(注) 「国外送金等調書法」とは「内国税の適正な課税を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)」をいいます。

2. 国外財産調書を提出しなければならない場合

国外財産調書の提出が必要となる方は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する「非永住者以外の居住者」とされています。ここでいう「居住者」及び「非永住者」は、所得税法に定める居住者及び非永住者をいい、居住者であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判定することとされています(国外送金等調書法5①本文、通達5-1)。

所得税法に定める「居住者」とは、国内に住所

を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、「非永住者」とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます(所得税法2①三、四)。

(注1) 「住所」とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定することになります。

なお、国の内外にわたって居住地が異動する方の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、所得税法施行令第14条《国内に住所を有する者と推定する場合》及び第15条《国内に住所を有しない者と推定する場合》の規定があることに留意する必要があります(所基通2-1)。

(注2) 国内に居所を有していた方が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間(以下この注において「在外期間」といいます。)中、国内に、配偶者そ

の他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、所得税法第2条第1項第3号及び第4号の規定を適用することになります（所基通2-2）。

なお、国外財産調書の提出期限までの間（その年の翌年の3月15日までの間）に、国外財産調書を提出しないで死亡し、又は所得税法第2条第1項第42号に規定する出国をしたときは、国外財産調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法5④ただし書）。

### 3. 国外財産調書の提出先

所得税の確定申告をする必要がある方の場合、その納税地を所轄する税務署長に、所得税の確定申告をする必要がない方の場合、住所地（国内に住所がない場合は居所地）を所轄する税務署長に提出することとされています（国外送金等調書法5①一、二）。

国外財産調書の対象となる「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています（国外送金等調書法2七）。

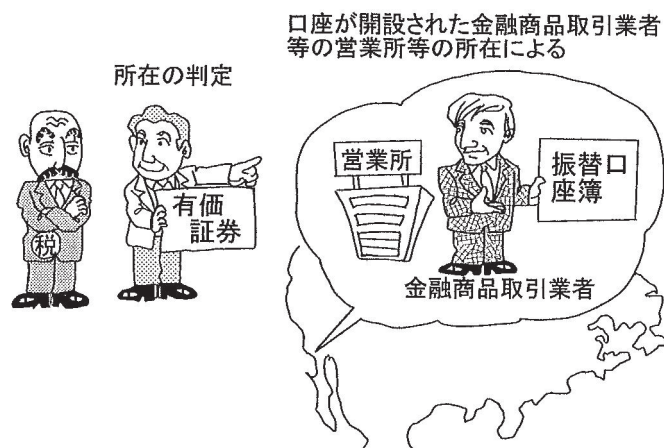
### 4. 国外財産の所在の判定

財産が「国外にある」かどうかの判定については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第10条の規定によることとされ、同条第1項及び第2項に掲げる財産については、これらの規定の定めるところによることとされています（国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10①）。

なお、有価証券等（注1）が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿（注2）に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、相続税法第10条第1項及び第2項等の規定にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書法5③、国外送金等調書令10②）。

（注1）「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第10条第1項第7号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第10条第1項第8号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第10条第1項第9号に掲げる財産）に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債（相続税法第10条第2項に規定する財産）



- ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第10条第2項に規定する財産）
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第12条第3項第2号に規定する財産）
- ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第12条第3項第3号に規定する財産）に係る有価証券
- ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第12条第3項第4号に規定する財産）に係る有価証券

（注2）「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

## 5. 国外財産調書制度に関するその他の措置

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

### イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。

### ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

### ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

（注）上記イ及びロについては、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、ハについては、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

国外財産調書は、平成25年12月31日に有する財産について平成26年3月17日に提出するのが初めて適用となります。また、この制度は優遇措置、加重措置、罰則の措置が設けられていますので慎重な対応が必要となります。

